

大切な想いを未来のために

相続定期貯金

ご家族から受け継がれた大切な資金を特別な金利でお預かりいたします。

お取り扱い期間

2025年4月1日(火) ~ 2026年3月31日(火)

スーパー定期貯金 1年もの自動継続式(通帳式・証書式) 10万円以上
相続により取得した資金の範囲内 詳しくは裏面をご覧ください。

当JA組合員の方

店頭金利

+ 0.125%

当JA組合員以外の方

店頭金利

+ 0.050%

～地域に一生懸命～
 **JA八王子**
<https://ja-hachioji.or.jp/>

大和田支店 TEL 042-642-8171

元八王子支店 TEL 042-625-1235

片倉支店 TEL 042-635-5051

横山支店 TEL 042-661-1340

川口支店 TEL 042-654-4055

由木支店 TEL 042-676-8221

商品概要

商品名	相続定期貯金
ご利用いただける方	相続により貯金等をお受け取りになられた日から1年以内の個人のお客様
取扱期間	2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）
対象商品	スーパー定期貯金 1年もの 自動継続式（証書式・通帳式）
預入額	10万円以上 1円単位 1人1契約 ※ 限度額は相続資金の範囲内とします。
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員 店頭金利 + 0.125% ※ ● 組合員外 店頭金利 + 0.050% ※ 貯金者本人が出資していることが条件となります（組合員家族は組合員外）
確認書類 ※各いずれか1点以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関での相続手続き完了日が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に提出した相続依頼書の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ② 相続人であることが確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの） ③ 相続による取得金額が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ・保険会社等より交付された「支払通知書」 ・遺産分割協議書
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 中途解約については、JA所定の解約利率が適用されます。 ● 本商品は貯金保険の対象です（当組合に複数の口座がある場合はそれらの貯金元本を合算して、1,000万円とその利息が保護されます） ● 金融情勢の変動によりお取扱いを変更または中止する場合があります。 ● 金利には国税15.315%、地方税5%の税金がかかります。 ※ スーパー定期貯金については「マル優扱い」もご利用いただけます。 ● 当商品は利用高配当の対象となりません。 ● 継続時に適用する金利は、店頭表示金利となります。 ● 商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご用意しております。
詳しくはお近くの各支店へお尋ねください	